

市川市地域猫不妊等手術費助成金交付申請（制度1）

不妊等手術（去勢・避妊手術、耳先カット、ノミ・ダニ駆除）に係る施術費として負担した費用の額が対象となります。

（1）募集期間及び頭数

期間：令和4年4月7日（木）～ 令和5年3月31日（金）の市役所開庁日

※受付は先着順で、予算枠に達した時点で終了。

頭数：250頭

（2）対象となる猫

- ・市内の一定の地域において当該地域の住民等による認知等の下、登録団体により適切に管理されている飼い主のいない猫（不妊等手術と同時に地域猫として管理する猫を含む）。
- ・令和4年4月1日（金）～ 令和5年3月31日（金）に、動物病院で不妊等の手術を受け、耳先V字カット（オス：右耳、メス：左耳）した猫。

（3）申請者

- ・市川市地域猫活動団体登録を受けている団体の代表者。

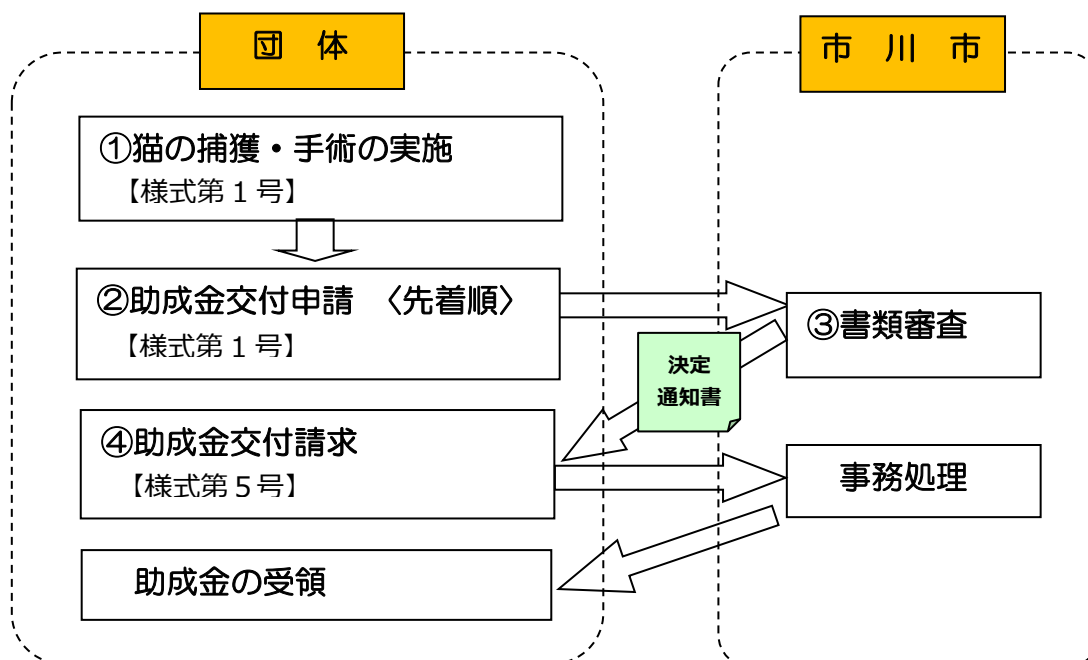
※団体登録の前に行った不妊等手術は、助成金の交付対象外となりますので、ご注意ください。

（4）助成金額（税込額）

猫1頭につき、オス猫は11,000円、メス猫は16,500円を限度。

- ・不妊等手術に要した費用又は助成限度額のいずれか少ない額を助成します。
- ・予算残額が少なくなった場合、助成金額の満額が助成されない可能性があります。

《 市川市地域猫不妊等手術費助成金交付申請（制度1）の流れ 》



※①～④の詳細は裏面参照、使用する様式は【 】に記載

① 猫の捕獲・手術の実施

- ・猫の捕獲は、各団体で行ってください。
- ・手術の実施は、「市川市地域猫不妊等手術費助成金交付申請書（様式第1号）」を持参の上、動物病院にて、「獣医師記入欄」の記入をしてもらってください。
- ・捕獲、手術等において生じた事故等は、各団体の責任で対応してください。

② 助成金交付申請

- ・不妊等手術実施後、下記の書類（別紙記入例を参照）を、生活環境保全課に提出*してください。
 1. 「市川市地域猫不妊等手術費助成金交付申請書（様式第1号）」
 2. 領収書（様式第1号裏面に貼付）
 - * 生活環境保全課へ郵送、行徳支所総務課及び大柏出張所への提出も可能。
 - * 書類内容に不備がある場合は、受理できません。また電話による申請はできません。

《 注 意 》

郵送、行徳支所総務課及び大柏出張所への提出の場合は、生活環境保全課への到達日を受付日とします。 書類提出後、生活環境保全課への到達には数日かかりますので、ご注意ください。

なお、郵便の未到達など事故が生じた場合について市は一切の責任を負いません。

③ 書類審査

- ・交付申請書を書類審査し、助成金交付の可否決定を行います。申請者には、「市川市地域猫不妊等手術費等助成金交付可否決定通知書（様式第4号）」にて、審査結果をお知らせします。
※書類提出の先着順で交付決定をします。予算の残額が無くなり次第、終了となります。
予算の残額については、市ホームページ等で最新状況をご確認ください。毎月15日頃に、前月末時点での予算残額を公表します。

④ 助成金交付請求

- ・交付決定を受けた団体の代表者は、「市川市地域猫不妊等手術費等助成金交付請求書（様式第5号）」を提出してください（請求書の提出がない場合は、助成金の振込みが出来ません）。
※不備等がなければ、書類の提出後、約1か月以内に口座に助成金を振込みます。

市川市 生活環境保全課

住所：〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所 第2庁舎3階

電話：047-712-6309（直通）

<市 Web サイト>

「市川市ホーム> 暮らし> 相談> ペット・動物> 市川市飼い主のいない猫の適正な管理に係る助成制度について」

URL：<http://www.city.ichikawa.lg.jp/pub03/1111000071.html>